

## 電子見積合わせ案件における書面見積合わせ参加について（小規模工事のみ）

### 1 書面での見積合わせ参加が認められる場合

I Cカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（I Cカードの紛失、失効、閉塞及び見積合わせ参加者の責による破損等により使用できなくなった場合を除く。）には、見積受付締切予定日時の1時間前までに、別記様式第1号「書面見積合わせ参加承認申請書」を持参し、市長の承認を得たうえで、当該電子案件におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、当該電子案件の見積合わせ日がI Cカードの有効期限内であり、かつ、I Cカードの再発行手続きを行っている場合に限る。

- (1) 災害、盗難等見積合わせ参加者の責によらない事由のため電子見積合わせに必要なI Cカードが使用できなくなった場合
- (2) その他やむを得ない事由があると認められる場合

※ 代表者等の変更など、I Cカードに登録している情報に変更が生じ、I Cカードの再発行手続き中で新しいI Cカードが到着していない場合においては、現在所持しているI Cカードでの参加を認めます。

### 2 書面見積合わせ参加承認申請書の提出方法

書面見積合わせ参加承認申請書（様式第1号）は、参加したい案件ごとに、必要事項を記入して、見積受付締切日時1時間前までに、電子認証局に再発行手続きのために提出している電子証明書（I Cカード）発行申込書の写し、現在所持しているI Cカード（盗難の場合を除く。）とともに、工事担当課窓口に持参して提出してください。正当な理由がない等理由によっては、書面見積合わせ参加を承認しない場合があります。承認した場合は、申請した案件に限り、書面で見積書を提出することができます。また、書面見積合わせ参加者がいる場合は、工事担当課から各見積合わせ参加者にその旨を連絡します。

### 3 見積書の提出方法

書面での見積合わせ参加を承認された場合において、契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）した見積書を封筒に封入し、封筒の表に差出人名として見積者名及び件名を記載して、見積受付締切日時までに持参により提出してください。封筒の大きさは指定しません。（別紙1参照）

※見積書の様式は、以下からダウンロードしてください。

○小規模工事の見積書

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012448.html> > 書面見積合わせ用見積書

4 書面での見積合わせ参加者がいる場合のくじについて

同一価格で見積りした者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより順位を決定します。ただし、書面での見積合わせ参加者の見積りが他の見積合わせ参加者と同一価格となった場合、電子くじにより順位を決定することができないため、当該価格での電子くじは無効とし、必要に応じて別途くじにより順位を決定します。くじの詳細については、工事担当課から連絡します。

5 電子見積合わせへの変更等

書面見積合わせ参加承認後は、当該電子見積合わせ案件の見積合わせ手続きが完了するまでは、電子入札システムを利用する見積合わせ手続きへの変更は認めません。

また、同一案件において電子見積合わせでの見積書及び紙の見積書のどちらも提出した場合は、いずれの見積書も無効とします。

6 本市の都合による書面見積合わせについて

電子見積合わせの手続き開始後に、システム障害等、本市の都合により書面見積合わせに変更する場合は、見積合わせ参加者に電話等で連絡します。

7 書面での見積合わせ参加者がいる場合の見積合わせについて

電子見積合わせ案件において書面見積合わせ参加者がいる場合は、電子入札システムでの見積合わせと合わせて、書面による見積合わせを行います。電子入札システムの開札状況には、書面での見積合わせ結果は反映されませんので、後日ホームページに掲載される見積合わせ結果をご確認ください。

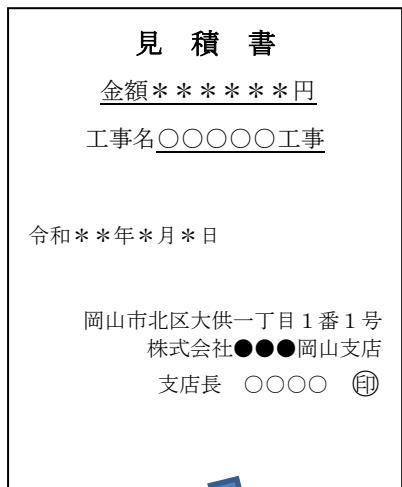
8 書面見積合わせ参加者への連絡について

書面見積合わせ参加者については、その後の連絡はFAX、電話、書面等で行います。

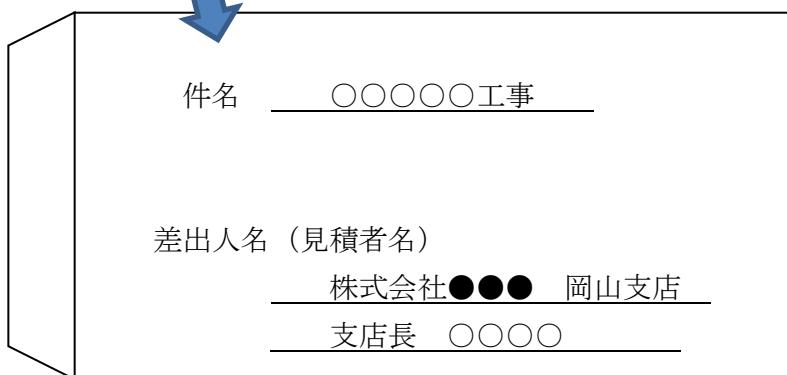
(別紙1)

書面見積合せの場合の見積書を入れる封筒等の記載について

<記載例>

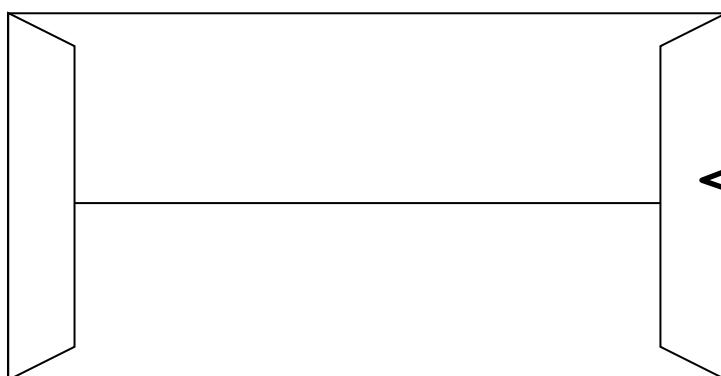


(封筒表面)



案件名と差出人名を記入（見積書と同じ名前を記入してください。）

(封筒裏面)



封が開かないように、糊付けして提出してください。